

第3章 会 費

第6条

1. 会費は、本部会費並びに支部会費を持って構成する。
2. 本部会費は、支部会費より支払う。
3. 年度の途中で入会する時は、月割りとする。
4. 年度の途中で退会する場合は、返却はしない。

NO.	構成人員	会 費 (年間)
1	1名 ～ 9名	10,000円
2	10名 ～ 30名	13,000円
3	31名 ～ 50名	19,000円
4	51名 ～ 100名	24,000円
5	101名 ～ 200名	31,000円
6	201名 ～ 300名	40,000円
7	301名 ～ 500名	51,000円
8	501名～1,000名	66,000円
9	1,001名～2,000名	87,000円
10	2,001名～3,000名	112,000円
11	3,001名～4,000名	140,000円
12	4,000名以上	165,000円

本細則は、理事会の議決を経て改訂することができる。
但し、次の総会で改定内容を報告しなければならない。

制定日 平成元年4月21日

一部改定日 平成9年4月18日(金)

改定日 平成23年4月1日
公益社団法人移行にともない改訂